

【別紙 2】

審査の結果の要旨

氏名 李 秉 哲

本論文は、1970年代末から80年代後半にかけての新冷戦期及び新デタント期における日本の北東アジア政策を、対韓支援を中心に検討したものである。当該期について近年、公開が進んだ日韓米の外交文書を主な資料として用いている。

沖縄返還とベトナム戦争を経た1970年代の日本外交については、日米関係を基軸とはしつつ、中国と国交正常化するのみならず、ソ連やベトナム等にも外交的地平を広げて地域の安定を図る「全方位外交」が展開されたという理解が、主に東南アジア政策に即して有力に唱えられている。しかし、ソ連のアフガン侵攻やベトナムのカンボジア侵攻といった新冷戦の到来により「全方位外交」は困難になり、大平正芳政権からは「西側の一員」という政策基調に回帰したことが指摘されている。

本論文は、この「全方位外交」という視角を受け継ぎつつ、北東アジア政策においては大平政権後もこれが継続したと主張している。そのため、本論文は大平政権後の日本外交が、新冷戦や新デタントといった冷戦の基本様態からは相当の自律性を保ちつつ連続したことを強調する。

この時期の日本外交については、歴代政権の非連続性に即して理解することも可能である。大平政権（1978～80年）については、対米協調を重視したという解釈が有力であり、後継の鈴木善幸政権（～1982年）は、対米協調に消極的ないし失敗したという印象が強い。また、中曽根康弘政権（～1987年）については、米韓中を相手に華麗な首脳外交を展開した点に注目されることが多かった。

本論文はこれらの側面があることは認めつつも、連続性の方が重要であると主張する。大平政権に「全方位外交」の継続を見出し、鈴木政権は安保経協のような対韓支援に関わる困難な案件に取り組むことで「西側の一員」としての貢献に努めたと論じ、中曽根政権の外交をこれら先行する政権の延長線上に位置付けようとする。

本論文は、筆者の長期にわたるマルチアーカイバルな史料調査に基づいて、非軍事的手段による朝鮮半島の安定を自らの国益として継続的に追及した日本外交を、描き出したものといえよう。

以下、内容の要旨を紹介する。

I「はじめに」では論文のテーマや論旨を説明している。また、先行研究を検討した上で、80年代の日本外交については評価が収斂しておらず、日本政府の意図や認識に即して研究を深める余地があること、また、大平・鈴木・中曽根各政権の政策の複合的なニュアンスを

踏まえると、政権間の非連続性のみならず連続性に着目すべきことを指摘している。

II「前史：70年代における日本の朝鮮半島政策」は、前史としての70年代を、一章を割いて概観している。

田中角栄・三木武夫・福田赳夫の歴代政権は、韓国の経済発展を支援することで、朝鮮半島における南北の力関係を好転させ、北朝鮮に武力統一をあきらめさせようとした。それは米国の求める役割分担であると同時に、半島に近接する日本の安全保障にとっても重要であった。対米協力を還元されない独自の国益を追求しているというスタンスは、日本の国内世論・野党の批判をかわすうえでも必要であった。

こうした独自性は、米韓との不一致や摩擦を伴ったにもかかわらず、複数の局面で発現した。第一に、ソ連の軍事力増強に応じて対米防衛協力の意思を示しつつも、それをあくまで日本の自主的な判断と位置付け、領土問題を含めた対ソ対話を模索した。大国のパワーゲームからは一定の距離を置こうとしたのである。第二に、対韓支援が軍事協力の色彩を帯びないように注意し、かつ韓国経済が「中進国」レベルに至ったことを踏まえて、民間主導の支援へと転換しようとした。第三に、北朝鮮との交流の拡大に努め、国連では南北朝鮮をそれぞれ支持する国々の仲介を試み、南北同時加盟を模索した。

以上のような政策基調が80年代へと引き継がれたことが、後続の章において逐一指摘される。以下では、特徴的な論点を中心に紹介する。

III「大平政権期」は、日本の国際的地位の向上にふさわしい積極的な外交の模索として、大平政権の北東アジア政策を描く。

それは一方では、イラン革命やソ連のアフガン侵攻といった危機に際して、「西側の一員」として力強く米国を支えるという態度として現れた。経済混乱や政情不安に見舞われた韓国に対しても、支援を強化した。

他方で大平政権の模索は、日本独自の役割の追及にも結びついていった。大平が提起した「環太平洋連帯構想」はその象徴であり、冷戦的な軍事対立に収斂しない経済・社会・文化の協力の舞台として太平洋地域を構想し、その発展を促そうとするものであった。

対韓支援の拡大にも同様の文脈があり、北朝鮮との関係改善のためのフリーハンドを認知させ、朝鮮半島への影響力を高めるといった狙いがこめられていた。日朝の実務関係の進展は、韓国の反対に配慮せざるを得なかったため、思うように進まなかったが、そのなかで貿易関係については、容易に韓国に同調しようとはせず、その牽制を拒絶する場面もあった。

IV「鈴木政権期」は、「西側の一員」の役割を果たし損ねた、という鈴木政権イメージの修正を試みる。国内世論、行財政改革による予算制約、アジア諸国の警戒といった要因に阻害されたことは否めないものの、自発的な判断に基づく対米協力、という歴代政権の基本線から逸脱するものではなかったと論じている。

特に本論文が重視するのは、対韓経済協力である。1981年、韓国が巨額の「地域安保に寄与する経済協力」を要求したことから、安保経協問題が出来た。鈴木政権の下では、援助の金額については妥結しなかったものの、その名目については「韓国の国づくり」への貢

献という日本側の主張を受け入れさせるという成果があった。1980年にクーデタによって成立し、国際的正統性を得たい全斗煥政権と、軍事的な支援を与えたくない日本の双方にとって、協力の名目は重大な問題であった。経済援助に関する基本方針の中で、鈴木政権が対韓支援をどう位置付けて歩み寄りを図ったかが、考察されている。

V「中曽根政権期」は、日米韓の「三角同盟」を志向した「タカ派」、という中曽根イメージの相対化を図っている。

本論文も、米韓との首脳外交や、安保経協問題の金額を含めた最終的な妥結について、中曽根個人のリーダーシップが寄与したことを認めている。

だがこれに劣らず本論文が目指すのは、北朝鮮との対話・交流拡大の努力である。中曽根政権は南北朝鮮のクロス承認の可能性を模索し、その布石の一つとして、米韓と協議の上で、中韓間での貿易代表部の設置を中国に打診している。これらは目立った成果をもたらしたわけではないが、元来、発言力が限られている日本が、朝鮮半島をめぐる米韓との意見の齟齬を調整し、また中韓の橋渡しをしたという経緯は興味深い。それは華麗な首脳外交によってではなく、短命に終わった大平・鈴木政権にかわってその「全方位外交」的な方針を引き継ぎ、完成させようとした営為の中で遂行されたのであると、筆者は解している。

VI「おわりに」は本論文の論旨を総括した上で、大平・鈴木・中曽根政権期の連続性を担保した要因を問い、保革対立の弱体化—これには新冷戦によるソ連の脅威感の増大が寄与している—や、自民党の諸派閥の政策の類似性、そして官僚制がもたらす継続性を挙げている。

本論文への評価は以下の通りである。

長所として第一に、日米韓の膨大な外交文書を読み込むことによる、高い実証性が挙げられる。叙述も、史料の記述を素直に紹介した上で、そこから無理のない考察を展開しようという姿勢がうかがえ、実証性への信頼をさらに高めるものである。

第二に、全体としての主張が明快である。1970年代も包摂した高い連続性が1980年代にあったことを主張しており、そのために大平政権・中曽根政権は「全方位外交」寄りに、鈴木政権は対米韓協力寄りに再解釈している。刊行される機会があれば、学界や日本外交に関心を持つ人々の中で、真剣な読者を得ることであろう。

そのうちの鈴木政権について第三に、安保経協をめぐる交渉について踏み込んだ分析をしている。日本の全体的な対外経済援助方針の中で、いかなる名目であれば対韓支援が可能となるかを日本政府が模索した経緯を論じており、鈴木政権の性格理解に寄与するだけでなく、経済援助の決定・折衝に関する興味深い事例となっている。

また、中曽根政権について第四に、北朝鮮との関係改善のための地道な努力の描写は、中曽根政権期の外交への理解に、通念とは異なる要素を説得的に付け加えるものとして、評価することができる。

だが本論文にも短所がないわけではない。

第一に、行論が平板・淡泊であり、かつ一つの文章や段落に様々なニュアンスや要素が組み合わされているため、論旨の把握に集中力を要する箇所がある。

第二に、本論文は日本の外交的ポジションを確認することに注力しており、外交交渉の成否を分けた力学やテクニクや、あるいは国内状況がもたらした影響といった側面については、時折言及することはあっても、踏み込んで議論しているとはいえない。このことが、第一の短所として述べた平板・淡泊な印象を強めている。

しかし、第一の短所は、研究対象の性質上、止むを得ない面がある。軍事的な手段を用いない日本は、多方面にソフトなアプローチを重ねることを通じた自己主張を行うことが多く、しかも一つの方面へのアプローチには他の方面への配慮が反映される。むしろそのような複合的でニュアンスに富んだ対象を、日本語を母語としない筆者が真摯に説明しようとした努力を評価すべきであろう。

第二の短所は、長期にわたる外交的ポジションの推移を跡付けた達成を考慮すれば、望蜀というべきであり、本論文の価値を否定するものではないと考える。

以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。